

議案第 2 号

成田市税賦課徴収条例の一部を改正するについて

成田市税賦課徴収条例（昭和 2 9 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

成田市税賦課徴収条例（昭和29年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第52条の3中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第10条の2中第18項を第20項とし、第15項から第17項までを2項ずつ繰り下げ、第14項を第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第13項を第14項とし、第7項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第52条の3の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の成田市税賦課徴収条例の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

成田市都市計画税条例の一部を改正するについて

成田市都市計画税条例（昭和 3 1 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市都市計画税条例の一部を改正する条例

成田市都市計画税条例（昭和 31 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 項を附則第 19 項とし、附則第 17 項を附則第 18 項とし、附則第 16 項中「附則第 6 項及び第 8 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項及び第 9 項」を「附則第 7 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「附則第 8 項、第 10 項及び第 11 項」に、「附則第 9 項から第 11 項」を「附則第 10 項から第 12 項」に、「附則第 12 項から第 14 項」を「附則第 13 項から第 15 項」に、「附則第 13 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項の前の見出しを削り、同項を附則第 16 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付し、附則第 14 項を附則第 15 項とし、附則第 13 項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項の前の見出しを削り、同項を附則第 13 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付し、附則第 11 項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とし、附則第 7 項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項の前の見出しを削り、同項を附則第 7 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付し、附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項を附則第 5 項とし、附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合）

4 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の成田市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 4 号

成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについて

成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士、本市に係る国家戦略特別区域限定保育士又は保育従事者（保育士、本市に係る国家戦略特別区域限定保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者をいう。）の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 5 号

成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
するについて

成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「同条第4項」を「同条第3項」に，「同条第5項」を「同条第4項」に，「同条第6項」を「同条第5項」に，「同条第7項」を「同条第6項」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 6 号

成田市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正するについて

成田市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

成田市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「員数」の次に「（成田市地域包括支援センター等運営協議会（以下「協議会」という。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算することができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、「成田市地域包括支援センター等運営協議会（以下「」及び「」という。）」を削り、同項の表おおむね1,000未満の項地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数の欄及びおおむね1,000以上2,000未満の項地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数の欄中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000以上3,000未満の項地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数の欄中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000以上6,000未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから2とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

成田エアポート東雲パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例を制定するについて

成田エアポート東雲パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田エアポート東雲パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市は、市民の健康増進及びスポーツ活動の促進並びに地域社会における福祉の増進を図るため、成田エアポート東雲パークゴルフ場（以下「東雲パークゴルフ場」という。）を成田市堀之内392番地4に設置する。

(施設)

第2条 東雲パークゴルフ場の施設は、次のとおりとする。

- (1) パークゴルフ場
- (2) 複合施設

(事業)

第3条 東雲パークゴルフ場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の健康増進及びスポーツ活動の促進並びに市民の地域活動の支援及び地域コミュニティの醸成のための施設の提供に関すること。
- (2) 市民の健康増進及びスポーツ活動の促進のための事業の実施に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、東雲パークゴルフ場の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 東雲パークゴルフ場の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

(管理業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 東雲パークゴルフ場の使用の許可、使用の許可の取消し及び使用の停止に関する業務
- (2) 東雲パークゴルフ場の利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の決定、収受、減免及び返還に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (4) 東雲パークゴルフ場の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開場時間等)

第6条 東雲パークゴルフ場の開場時間及び開館時間（以下「開場時間等」という。）は、次のとおりとする。

区分	開場時間等
----	-------

パークゴルフ場	午前9時から午後5時まで
複合施設	午前9時から午後9時まで

2 市長は、必要があると認めるときは、開場時間等を変更することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開場時間等を変更することができる。

(休場日等)

第7条 東雲パークゴルフ場の休場日及び休館日（以下「休場日等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(2) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）

2 市長は、必要があると認めるときは、休場日等を変更し、又は臨時に休場日等を定めることができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休場日等を変更し、又は臨時に休場日等を定めることができる。

(使用の許可)

第8条 東雲パークゴルフ場を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、東雲パークゴルフ場の管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

(目的外使用及び権利の譲渡等の禁止)

第10条 第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、東雲パークゴルフ場を当該許可の目的外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、東雲パークゴルフ場の使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が第8条第2項の規定により付された許可の条件に違反したと

き。

(3) 使用者が虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 第9条各号のいずれかに該当するとき。

(利用料金)

第12条 使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金を支払わなければならない。

2 東雲パークゴルフ場の利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定めるとき又は公益上必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第14条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるとき又は必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(入場等の制限等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、東雲パークゴルフ場への入場及び入館を制限し、又は退場及び退館させることができる。

(1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 東雲パークゴルフ場の施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、東雲パークゴルフ場の管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、東雲パークゴルフ場の使用を終了したとき（第11条の規定により使用の許可の取消し又は停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 前項の規定による原状回復に要する経費は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4項の規定は、公布の日から施行する。

(成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例（令和5年条例第32号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の旧条例の規定に基づき行われた手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づき行われたものとみなす。

(準備行為)

- 4 市長は、この条例の施行の日前においても、東雲パークゴルフ場の施設のうち、パークゴルフ場の使用の許可その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

別表第 1

1 パークゴルフ場利用料金（専用使用）

利用料金（1日につき）
200,000円

備考

- この表において「1日」とは、同一の日における開場時間等内での回数の制限のない使用をいう。
- 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
 - 第6条第1項に規定する開場時間等以外の時間に使用する場合
使用する時間1時間までごとに、利用料金の1時間に相当する額に100分の100を乗じて得た額
 - 入場料その他これに類する料金を徴収する場合 利用料金の額に100分の50を乗じて得た額
 - 物品の販売その他の営利を目的とした行為を行う場合 利用料金の額に100分の50を乗じて得た額
- 利用料金の額の計算において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

2 パークゴルフ場利用料金（個人使用）

使用区分	単位	金額
一般	半日	1,200円
	1日	1,600円
中学生（義務教育学校の後期課程の生徒を含む。以下同じ。）以下	半日	600円
	1日	800円

備考

- 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては、利用料金の額に100分の50を乗じて得た額の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
- この表において「半日」とは、同一の日における開場時間等内での連続した4時間以内の回数の制限のない使用をいう。
- この表において「1日」とは、同一の日における開場時間等内での

回数の制限のない使用をいう。

- 4 利用料金の額の計算において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

3 パークゴルフ場附属設備利用料金

使用区分		単位	利用料金（1日につき）
クラブ及びボール	本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者	1本及び1個	無料
	本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者		200円

別表第2

1 複合施設利用料金（専用使用）

使用区分	利用料金（1日につき）
第1会議室	5,240円
第2会議室	5,240円
体育館	10,760円

備考

- この表において「1日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 第6条第2項又は第3項の規定により開場時間等が変更になった場合における午前9時から午後9時までの時間以外の時間の使用に係る利用料金の額は、使用する時間1時間までごとに、利用料金の1時間に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）とする。
- 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
 - 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合 利用料金の額に100分の50を乗じて得た額
 - 第6条第1項に規定する開場時間等以外の時間に使用する場合 使用する時間1時間までごとに、利用料金の1時間に相当する額に100分の100を乗じて得た額
- 3(1)及び(2)に掲げる場合のいずれにも該当するときは、該当するそれぞれの額を利用料金の額に加算する。

- 5 第1会議室及び第2会議室の利用料金並びにこれに加算する額には、冷暖房設備の利用料金が含まれるものとする。

2 複合施設利用料金（個人使用）

使用区分		利用料金（1日につき）
体育館	一般	960円
	中学生以下	580円

備考

- 1 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては、利用料金の額に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
- 2 体育館の利用料金及びこれに加算する額には、冷暖房設備の利用料金が含まれるものとする。

3 複合施設附属設備利用料金

使用区分	利用料金（1日につき）
冷暖房設備（体育館において、専用使用する場合に限る。）	7,920円

議案第 8 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

成田市長 小 泉 一 成

専 決 処 分 書

成田市税賦課徴収条例（昭和 2 9 年条例第 3 1 号）の一部を改正する条例を
次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

成田市長 小 泉 一 成

専決第 2 号

成田市税賦課徴収条例の一部を改正するについて

成田市税賦課徴収条例（昭和 2 9 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決

成田市長 小 泉 一 成

成田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

成田市税賦課徴収条例（昭和 29 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 49 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 49 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 62 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 62 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 103 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 103 条第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第 7 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 7 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 7 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 34 条の 3、第 34 条の 6 から第 34 条の 9 まで、附則第 5

条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第45条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第45条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第39条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第39条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額

とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第39条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第39条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第45条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第45条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に

算出される第45条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第45条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対

象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第45条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2

月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４５条の５第２項の規定により読み替えられた第４５条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４ 前項の規定の適用がある場合における第４５条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５ 令和６年度分の個人の市民税につき第４５条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第７条の８ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第３４条の３、第３４条の６から第３４条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項及び附則第７条の４の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第８条第２項中「前条」を「附則第７条の４」に改め、同条第３項中「第３４条の９第１項」の次に「、附則第７条の５第１項及び前条」を加え、「同項中」を「第３４条の９第１項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第７条の５第１項中「及び前条」とあるのは「、前条及び附則第８条第２項」と、前条中「及び附則第７条の４」とあるのは「、附則第７条の４及び次条第２項」とする」に改める。

附則第１０条の２第７項中「附則第１５条第２５項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２５項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２５項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第３号ハ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２５項第３号イ」を「附則第１５条第２５項第４号イ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２５項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第４号ロ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２５項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第４号ハ」に改め、同条第１３項を削り、同条第１４項中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１５項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１６項中「附則

第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第18項を第17項とし、第19項を第18項とする。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6

年度から令和 8 年度」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 13 条の 2 第 4 項を削る。

附則第 13 条の 3 第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 14 条中「又は第 4 項」を削る。

附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 21 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 21 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 21 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 21 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 21 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 21 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 21 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 21 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の成田市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 9 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

成田市長 小 泉 一 成

専 決 処 分 書

成田市都市計画税条例（昭和 3 1 年条例第 2 7 号）の一部を改正する条例を
次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

成田市長 小 泉 一 成

専決第 3 号

成田市都市計画税条例の一部を改正するについて

成田市都市計画税条例（昭和 3 1 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決

成田市長 小 泉 一 成

成田市都市計画税条例の一部を改正する条例

成田市都市計画税条例（昭和 31 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削る。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同項を附則第 2 項とする。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同項を附則第 3 項とする。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を附則第 4 項とし、附則第 6 項を附則第 5 項とする。

附則第 7 項の前の見出しを削り、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第 6 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 8 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 6 項」に、「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 10 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「附則第 7 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 11 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「附則第 7 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 12 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から

令和８年度」に改め、同項中「令和３年度から令和５年度」を「令和６年度から令和８年度」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第１１項とする。

附則第１３項の前の見出しを削り、同項を附則第１２項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第１４項中「令和３年度から令和５年度」を「令和６年度から令和８年度」に改め、「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第１３項とする。

附則第１５項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同項を附則第１４項とする。

附則第１６項の前の見出しを削り、同項を附則第１５項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第１７項中「附則第７項及び第９項」を「附則第６項及び第８項」に、「附則第７項及び第１０項」を「附則第６項及び第９項」に、「第８項、第１０項及び第１１項」を「第９項及び第１０項」に、「附則第１０項から第１２項」を「附則第９項から第１１項」に、「附則第１３項から第１５項」を「附則第１２項から第１４項」に、「附則第１４項」を「附則第１３項」に改め、同項を附則第１６項とする。

附則第１８項中「第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項」を「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」に改め、同項を附則第１７項とする。

附則第１９項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第２１条第１項」に、「令和３年度から令和５年度」を「令和６年度から令和８年度」に改め、同項を附則第１８項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の成田市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 2 9 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 10 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

成田市長 小 泉 一 成

専 決 処 分 書

成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和４９年条例第５号）
の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和６年３月３１日

成田市長 小 泉 一 成

専決第 4 号

成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正するにつ
いて

成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和 4 9 年条例第 5 号）
の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決

成田市長 小 泉 一 成

成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和49年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和3年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第3項の規定は、この条例の施行の日以後の医療の給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 11 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

成田市長 小 泉 一 成

専 決 処 分 書

成田市あじさい工房の設置及び管理に関する条例（平成14年条例第13号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

成田市長 小 泉 一 成

専決第 5 号

成田市あじさい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正するにつ
いて

成田市あじさい工房の設置及び管理に関する条例（平成 1 4 年条例第 1 3
号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決

成田市長 小 泉 一 成

成田市あじさい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市あじさい工房の設置及び管理に関する条例（平成14年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

利用時間	利用者負担額
3 時 間 未 満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。）に基づき算定した生活介護サービス費（利用定員が11人以上20人以下（所要時間3時間未満の場合（区分4）））の額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
3 時 間 以 上 4 時 間 未 満	算定基準に基づき算定した生活介護サービス費（利用定員が11人以上20人以下（所要時間3時間以上4時間未満の場合（区分4）））の額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
4 時 間 以 上 5 時 間 未 満	算定基準に基づき算定した生活介護サービス費（利用定員が11人以上20人以下（所要時間4時間以上5時間未満の場合（区分4）））の額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
5 時 間 以 上 6 時 間 未 満	算定基準に基づき算定した生活介護サービス費（利用定員が11人以上20人以下（所要時間5時間以上6時間未満の場合（区分4）））の額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
6 時 間 以 上 7 時 間 未 満	算定基準に基づき算定した生活介護サービス費（利用定員が11人以上20人以下（所要時間6時間以上7時間未満の場合（区分4）））の額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、こ

	れを切り捨てた額)
7 時 間 以 上	算定基準に基づき算定した生活介護サービス費（利用定員が11人以上20人以下（所要時間7時間以上8時間未満の場合（区分4）））の額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の成田市あじさい工房の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用する日中一時支援事業（成田市あじさい工房の設置及び管理に関する条例第3条第1号に規定する日中一時支援事業をいう。以下同じ。）に係る利用者負担額について適用し、同日前に利用した日中一時支援事業に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第 12 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

成田市長 小 泉 一 成

専 決 処 分 書

成田市国民健康保険税条例（昭和 3 4 年条例第 2 4 号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

成田市長 小 泉 一 成

専決第 6 号

成田市国民健康保険税条例の一部を改正するについて

成田市国民健康保険税条例（昭和 3 4 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決

成田市長 小 泉 一 成

成田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

成田市国民健康保険税条例（昭和３４年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２１条第１項第２号中「２９万円」を「２９５，０００円」に改め，同項第３号中「５３５，０００円」を「５４５，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の成田市国民健康保険税条例の規定は，令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和５年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

議案第13号

成田市リサイクルプラザ長寿命化工事（基幹的設備改良）請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

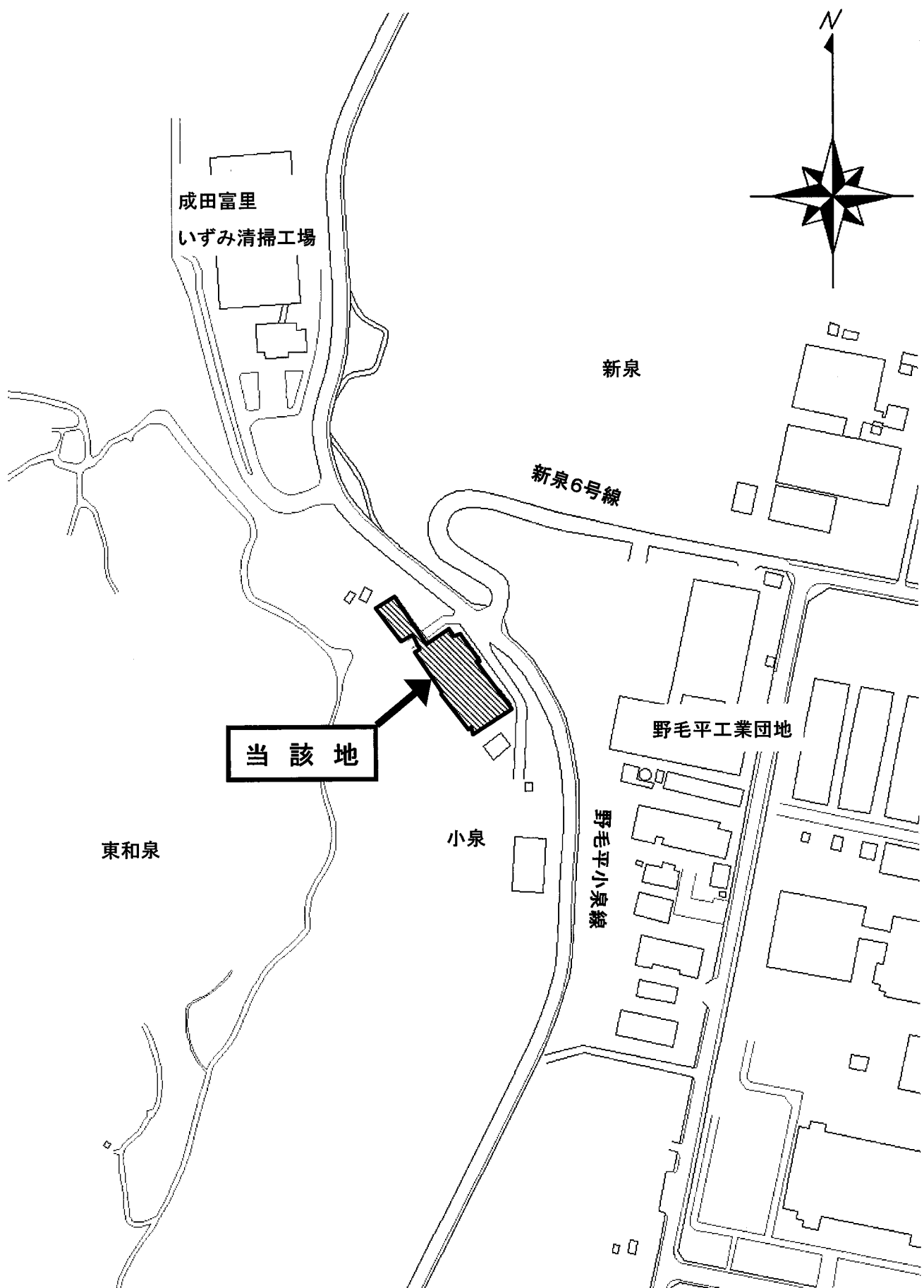
令和6年6月7日提出

成田市長 小 泉 一 成

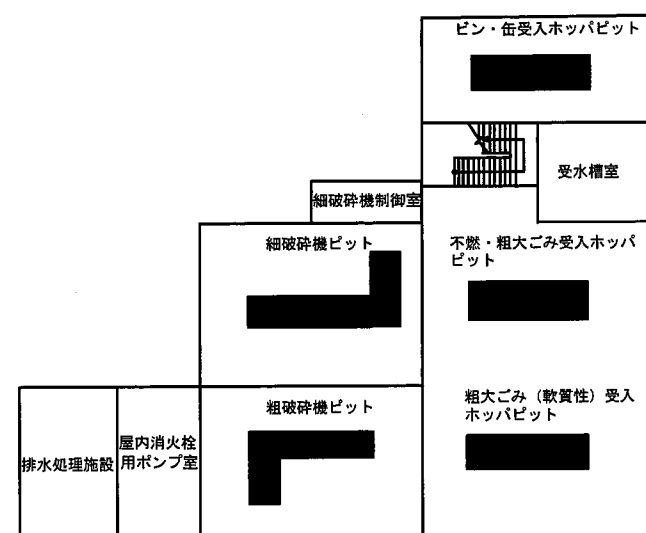
記

- 1 契約の目的 成田市リサイクルプラザ長寿命化工事（基幹的設備改良）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 3, 5 9 7, 0 0 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 福岡県福岡市南区向野一丁目22番11号
株式会社川崎技研
代表取締役社長 田 中 秀 任

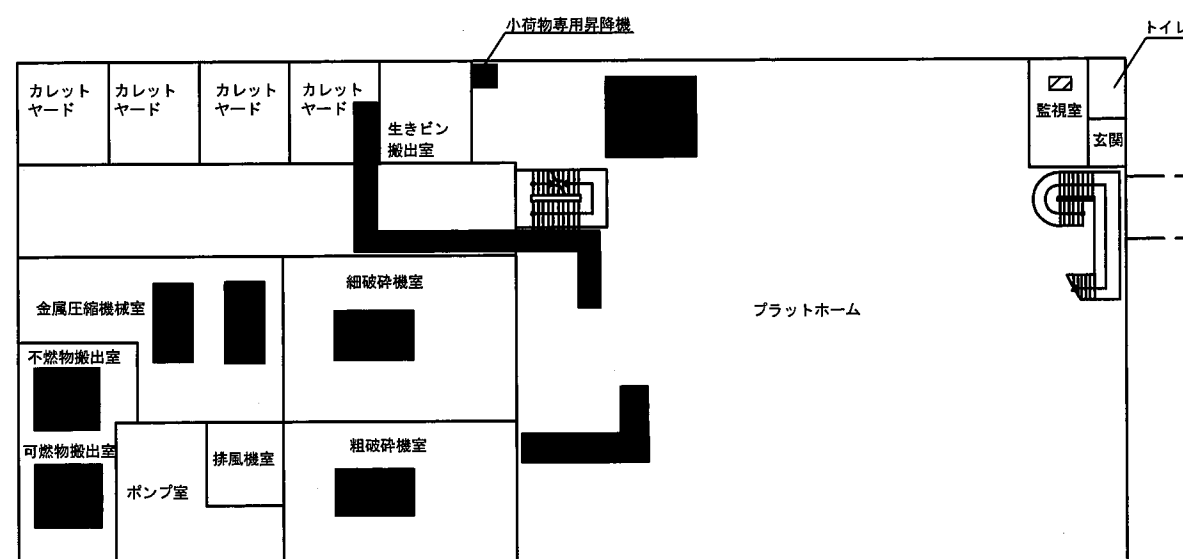
位置図



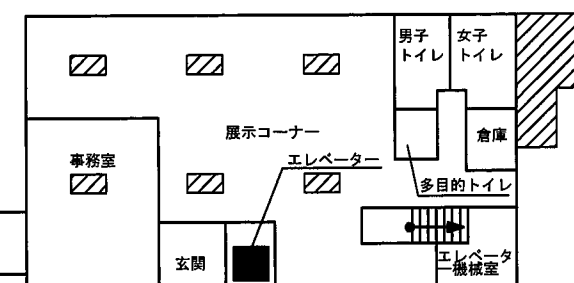
配置図



粗大ごみ処理施設棟(地下1階)



粗大ごみ処理施設棟(1階)

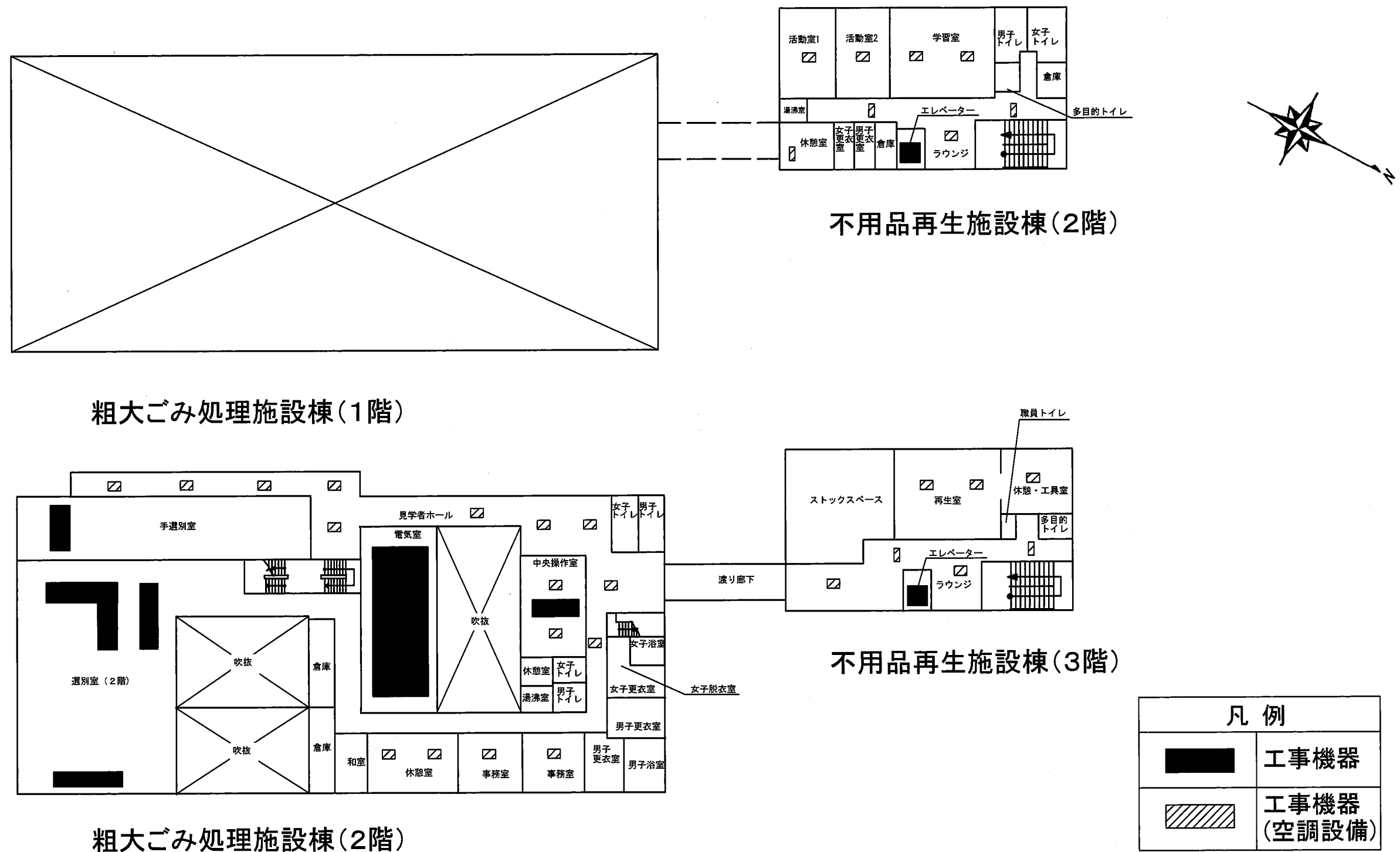


不用品再生施設棟(1階)

凡 例	
	工事機器
	工事機器 (空調設備)

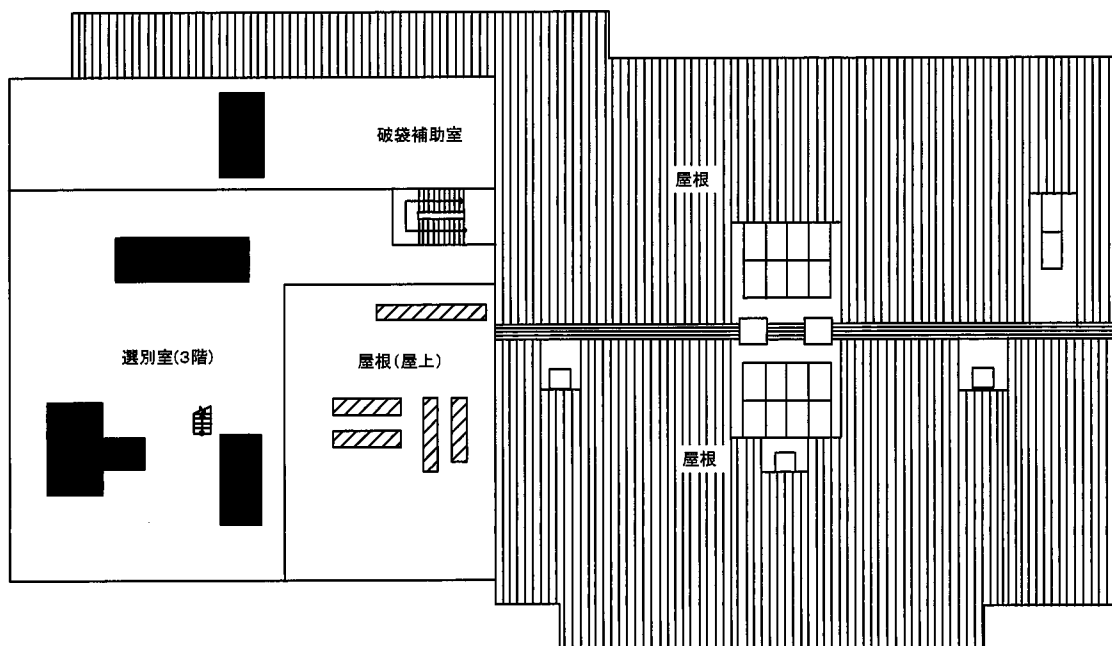
粗大ごみ処理施設棟及び不用品再生施設棟の工事機器は、発注仕様書で発注しており、今後、関係機関との協議が必要となるため、配置図は参考図となる。

配置図

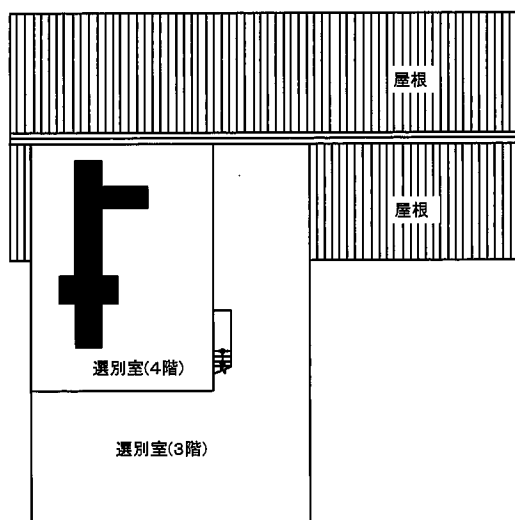


粗大ごみ処理施設棟及び不用品再生施設棟の工事機器は、発注仕様書で発注しており、今後、関係機関との協議が必要となるため、配置図は参考図となる。

配置図



粗大ごみ処理施設棟(3階)



凡 例	
	工事機器
	工事機器 (空調設備)

粗大ごみ処理施設棟(4階)

粗大ごみ処理施設棟及び不用品再生施設棟の工事機器は、発注仕様書で発注しており、今後、関係機関との協議が必要となるため、配置図は参考図となる。

議案第14号

橋梁^{りょう}下部工事（西三里塚大清水線）1工区請負契約の変更について

下記のとおり契約を変更する。

令和6年6月7日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契 約 金 160,600,000円
- 2 変更のための増額 43,006,700円
- 3 変更後の契約金 203,606,700円
- 4 変 更 の 理 由 作業ヤードの地盤を調査した結果、橋脚基礎工事のために必要な地盤強度が得られなかったことから、地盤改良工及び土留工を実施する必要性が生じたこと等に
伴う増額のため

議案第14号資料

変更前の契約について

- 1 契約の目的 橋梁^{りょう}下部工事（西三里塚大清水線）1工区
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金 160,600,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市西三里塚1番地63
株式会社大松建設
代表取締役 吉川洋己

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和6年6月7日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 庁舎構内電話設備（次頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 取 得 日 次頁のとおり
- 4 契約の方法 制限付一般競争入札
- 5 取得価額 136,369,200円
- 6 契約の相手方 千葉県千葉市中央区新町1000番地
NTT・TCリース株式会社 千葉支店
支店長 渡 辺 聡 史

庁舎構内電話設備（品名及び数量）

N o	品 名	数 量
1	電話交換機	1
2	標準多機能電話機	5 2 0
3	停電用多機能電話機	1 0
4	壁掛け用多機能電話機	3
5	局線中継台	2
6	音声案内装置	1
7	中継台用内線話中表示盤	2
8	中継台用ヘッドセット	4
9	中継台用お待たせ応答ユニット	1
1 0	光回線終端装置用無停電電源装置	3
1 1	電話交換機用 3 時間対応バッテリー	4
1 2	ボイスメール装置	1
合 計		5 5 2

※取得日は、ボイスメール装置（N o. 1 2）にあつては令和 1 1 年 1 0 月 1 日（予定），それ以外の品名にあつては同年 1 1 月 1 日（予定）とする。

議案第16号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和6年6月7日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 防災行政無線（デジタル同報系）施設屋外拡声子局（次
頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 37,510,000円
- 5 契約の相手方 東京都千代田区飯田橋四丁目5番11号
東京システム特機株式会社
代表取締役 吉 田 光 男

防災行政無線（デジタル同報系）施設屋外拡声子局（品名及び数量）

N o	品 名	数 量
1	屋外拡声子局装置	3
2	増強アンプ	3
3	外部接続箱	5
4	スピーカ	5
5	3素子八木型空中線	1
6	同軸避雷器	1
7	鋼管柱	1
8	操作卓設定変更データ	1
合 計		20

議案第 17 号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 保健福祉館内電話設備（次頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 取 得 日 令和 11 年 11 月 1 日（予定）
- 4 契 約 の 方 法 制限付一般競争入札
- 5 取 得 価 額 27,654,000 円
- 6 契約の相手方 千葉県千葉市中央区新町 1000 番地
NTT・TCリース株式会社 千葉支店
支店長 渡 辺 聡 史

保健福祉館内電話設備（品名及び数量）

N o	品 名	数 量
1	電話交換機	1
2	標準多機能電話機	3 4
3	ハンドルコードレス多機能電話機	1 7
4	停電用多機能電話機	2
5	音声案内装置	2
6	光回線終端装置用無停電電源装置	1
7	電話交換機用 3 時間対応バッテリー	1
合 計		5 8

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和6年6月7日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 空気調和設備（次頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 取 得 日 令和12年4月1日（予定）
- 4 契約の方法 制限付一般競争入札
- 5 取 得 価 額 428,004,720円
- 6 契約の相手方 千葉県千葉市中央区新町1000番地
NTT・TCリース株式会社 千葉支店
支店長 渡 辺 聡 史

空気調和設備（品名及び数量）

No	品 名	数 量
1	空気調和設備（スポット型）	7 1
2	空気調和設備（壁掛型）	4
合 計		7 5

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和6年6月7日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 厨房機器（次頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 46,970,000円
- 5 契約の相手方 千葉県千葉市中央区鶴沢町20番16号
ユニバース千葉ビル4階
株式会社中西製作所 東関東支店
支店長 野 田 周 作

厨房機器（品名及び数量）

No	品 名	数 量
1	食器洗浄機	1
2	超音波洗浄機	1
合 計		2

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和6年6月7日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I－B型）
- 2 数 量 1台
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 76,670,000円
- 5 契約の相手方 東京都港区芝五丁目36番7号
三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山 北 忠 司

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和6年6月7日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 消防ポンプ自動車（CD-I型）
- 2 数 量 1台
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 52,250,000円
- 5 契約の相手方 東京都台東区浅草橋5丁目4番2号
横山ビル
ジーエムいちはら工業株式会社 東京営業所
所長 真 館 知 誉

議案第 22 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

成田市長 小 泉 一 成

専 決 処 分 書

令和 6 年度成田市一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 7 日

成田市長 小 泉 一 成